

地方の公務員賃金の大幅引き下げ反対 及び地域経済の活性化に関する意見書

地域経済は依然として疲弊し、中央と地方の地域間格差がますます拡大しようとしている中、今必要なことは、雇用の維持・創出、失業者支援の抜本強化などの政策を進め、地域経済を活性化することである。

しかし、政府は、財政再建を最優先した歳出削減を目指して、財政負担の地方への転嫁や、企業や国民に負担増となる社会保障制度の見直しを行い、地方における公務員賃金も一方的に引き下げようとしており、こうした政策は、地域格差を一層拡大するものにほかならない。

特に現在、人事院が検討している「地域給導入・給与制度見直し」では、「地域給」が導入されるだけでも、公務員や団体組織、病院などの労働者の賃金が秋田県内全体で160億円程度削減され、県内の民間最終消費を90億円以上減少させることや、500人以上の民間雇用が奪われることも指摘されている。ましてや「給与制度見直し」が人事院の案のとおりに進められると、スパイラル的な停滞と格差の拡大など、県内経済へのはかり知れない影響が懸念され、公共サービスの低下を招くことも必至である。

また、信頼できる行政をつくるためには、まず民主的な公務労使関係の確立が必要であるにもかかわらず、日本の公務員には労働基本権がなく、2004年12月に韓国で公務員に労働基本権を付与する法律ができたことによって、OECD加盟国の中で公務員に労働基本権が与えられていない国は日本だけとなったが、公務員であっても労働条件を決めるのは労使協議が国際基準である。

よって、国においては、以下の事項を実施するよう、強く要請するものである。

記

- 1 労働基本権を制約されている公務員の賃金見直しについては、地方の公務員賃金の大幅な引き下げは行わないこと。
- 2 雇用の安定と格差解消のために積極的施策を講じ、地域経済の活性化を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成17年7月25日

秋田市議会

内閣総理大臣	小	泉	純一郎	様
総務大臣	麻	生	太郎	様
人事院総裁	佐	藤	壮郎	様
衆議院議長	河	野	洋平	様
参議院議長	扇		千景	様